



# 遊 筆

労働問題に寄せて

小島 周一

横浜法律事務所 弁護士

## 六本木ヒルズでワークルール教育推進法を語る

首都圏で飲食店を数店経営する会社の、43歳の店長が、脳幹出血で突然倒れ、そのまま植物状態となった。店長は月300時間前後の勤務を続けていたが、時間外手当等の支給は一切なかった。社長は、店長が倒れて回復不可能な状態になったことにショックを受け、憔悴していたが、社長には、時間外手当についての知識も、過労死基準についての知識もなかった。この事件は、結局、労災による支払いとは別に、会社が解決金を長期間分割で支払い、社長がこれを連帯保証するという内容で解決した。

関東圏にいくつも学習塾を経営する会社の事務職として、週3日のパートで10年以上働いていた女性が、パートでも有休を取れると聞いて会社に質問した。すると週3日の勤務を1日に減らされ、さらに遠方の教室に配転させられ、事務の仕事も取り上げられた。このことについて、会社は、裁判になった後も、「原告はいわゆるパートタイマーであるから「勤務日数、勤務場所は被告の事情により変更」できると主張した。もちろん判決は原告の同意（合意）のない労働契約内容の一方的変更は無効である旨指摘した。

弁護士登録以来、30年以上労働事件を担当しているが、そこで実感するのは、労働者、使用者を問わず、多くの人が基本的な労働関係法令の知識すら有していないこと、ましてや、何か問題が生じたときに、どこに相談し、どうすれば解決するのかという実践的な知識を有している人がほとんどいないということだ。

確信犯的に労働法規を踏みこむ「ブラック」企業は論外として、働くことに関する労働

使双方の知識の不足が、防げたはずの悲劇やトラブルを生み続けているのは紛れもない現実である。今大切なことは、社会に出る前、出た後を問わず、必要なときに必要な内容のワークルール教育を、労使を問わず受けることができるよう、これを支える制度・仕組みを作ることだ。このような問題意識から、日本労働弁護団内に私が座長を務めるPT（プロジェクトチーム）が設置され、昨年11月、日本労働弁護団は、「ワークルール教育推進法第1次案」を発表した。

このことが新聞報道された翌日、FMラジオ局J-WAVEから、若者を対象に国内外のニュースを音楽と共に送る番組「JAM THE WORLD」に生出演してほしいとの連絡が入った。今年1月、ライトアップされた東京タワーが窓の向こうに見える六本木ヒルズ森タワー33階のスタジオで、フォトジャーナリストの安田菜津紀さんのインタビューを受け、30分弱、ワークルールの大切さと、ワークルール教育推進法の必要性について語らせてもらった。安田さんはよく勉強されていて、今、若者の職場では、ワークルール違反の働き方を当然のことであるかのように教える、いわば「ダークルール教育」がまん延していることも紹介してくれた。

若者向けのFM局がこの問題に関心をもってくれたこと、それはむしろ、今日本で働く人たち、特に若者たちの置かれた深刻な現状を反映しているのかも知れない。いつでも、誰でも、どこでも、必要なワークルール教育を受けることができるよう、その環境を整備する法律を制定することが必要だと、改めて痛感した経験だった。（こじま・しゅういち）